

大和市告示第146号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年10月6日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市病児保育事業費補助金交付要綱（平成31年大和市告示第54号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業」を「新型コロナウイルス感染症対策」に改め、同項中「令和2年3月10日府子本219号」を「平成28年7月20日付け府子本第474号」に、「から同年3月31日まで」を「以降」に改め、「定める基準額」の次に「（ただし、既にこの項の規定により交付を受けた補助金がある場合は、その額を控除した額とする。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 第5条及び前項の規定にかかわらず、補助事業に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」別紙）第3項第2号に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業であって、令和2年4月1日以降に実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費を補助対象経費とし、同要綱第4項イに定める補助基準額、当該事業に係る補助対象経費の実支出額又は当該事業の総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をこの要綱による補助金として交付する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市病児保育事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。